

入札公告等 内容表示

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年6月5日

分任支出負担行為担当官

中国地方整備局

浜田河川国道事務所長 野村 芳包

1 工事概要

(1) 工事名 浜田・三隅道路折居地区改良工事（電子入札対象案件）

(2) 工事場所 島根県浜田市三隅町折居地内

(3) 工事内容 工事延長 L=約280m

道路土工1式(切土約50,000m³、盛土約120,000m³)、ボックスカルバート(B2, 500×H3,000,L=約33m)、排水構造物工1式、伐採工1式

(4) 工期 平成21年10月30日まで

(5) 使用する主要な資機材 高耐圧ホリシソ管(2,000) L=約220m

(6) 工事実施形態

(1) 本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工体制確認型、標準型）の適用工事である。

(2) 本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事について、現場にモニターカメラの設置（施工状況の把握）及び発注者の指定する不可視部分の施工に関するビデオを撮影し、発注者への提出を実施する試行工事である。

(3) 本工事は、発注者がユニットプライス（請負代金の総額を構成する基本区分(以下「ユニット区分」という。)毎のデータベース化された単価をいう。)を用いて積算を行う「ユニットプライス型積算方式」の試行工事である。なお、本工事におけるユニット区分毎に合意された単価は、以後のユニットプライス型積算方式の試行工事における積算に活用される。

(4) 本工事では、請負代金の総額により契約を締結した後、ユニット区分毎の価格を協議し、単価合意書を締結する。請負代金額の変更については、単価合意書記載の単価を基礎として定め、単価合意書によることが不適当な場合には、発注者と請負者が協議して定める。

(5) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事であり、詳細は特記仕様書による。

(6) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(7) 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難しい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度「一般土木工事」に係る「C等級」の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225

- 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 平成8年度以降に元請けとして完成・引き渡し完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。

- ・ 盛土量が10,000m³以上の工事の施工実績を有すること。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上の場合、協業組合及び企業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員が同種工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書に記載されている評定点(以下「評定点」という。)が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

追って、当該実績の発注機関が財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(CORINS)」(以下、「CORINS」という。)に登録を義務付けている場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。

- (6) 「CO₂の削減対策(工事期間における、本工事現場での施工に伴うCO₂削減量)」に係る施工計画が適正であること。
- (7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
ただし、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項に該当しない場合は、専任の義務は有しない。

1) 入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

2) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、主任技術者の場合は、次に示す資格を有する者でもよい。

(1) 「土木工事共通仕様書(中国地方整備局版)第1編第1章追加主任技術者又は監理技術者及び専門技術者第2項」に示す資格を有する者。

(2) (1)以外の主任技術者の場合には、「建設業法第7条第2号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。

3) 平成8年度以降に元請けとして完成・引き渡し完了した、上記(5)の同種工事の経験を有する者であること。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上の場合、協業組合及び企業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

追って、当該実績の発注機関がCORINSに登録を義務付けている場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。

4) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

- (8) 競争参加資格確認申請書(競争参加資格確認のための添付資料を含む。以下「申請書」という。)の提出期限の日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。

- (9) 中国地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事で過去2年間(平成17・18年度)に完成した当該工事種別の工事がある場合は、当該工事における評定点の年度毎の平均点の平均(実績が1年度の場合は、当該年度の平均点)が70点以上であること。

経常建設共同企業体にあっては、当該経常建設共同企業体として中国地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事で過去2年間(平成17・18年度)に完成した当該工事種別の工事

がある場合は、当該工事における評定点の年度毎の平均点の平均（実績が1年度の場合は、当該年度の平均点）が70点以上であること。

(10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体的場合は各構成員をいう。以下同じ。）、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

(11) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

(12) 浜田・益田地方生活圏及び大田地方生活圏（浜田市、益田市、江津市、鹿足郡津和野町・吉賀町、大田市、邑智郡邑南町・川本町・美郷町）内に当該工事種別が施工できる建設業法の許可を有する本店が所在すること。

経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員が浜田・益田地方生活圏及び大田地方生活圏（浜田市、益田市、江津市、鹿足郡津和野町・吉賀町、大田市、邑智郡邑南町・川本町・美郷町）内に当該工事種別が施工できる建設業法の許可を有する本店が所在すること。

(13) 会社として、建設業退職金共済制度又は建設業退職金共済制度の主旨と同じ別個の共済制度に加入していること。

(14) 公告日から競争参加資格確認通知の前日までの期間に、中国地方整備局発注の低入札価格調査制度調査対象工事（予決令第86条に規定する調査を受けた者と契約した工事をいう。以下同じ。）を実施中の者（以下「低入施工者」という。）にあつては、競争参加希望者が、中国地方整備局発注工事で過去2年間（平成17・18年度）の全工事における評定点の年度毎の平均点の平均（実績が1年度の場合は、当該年度の平均点）が77点以上であること。

なお、低入施工者には、共同企業体の構成員としての場合を含む。

また、競争参加希望者には、単体で参加する場合及び別な共同企業体として参加する場合を含む。

(15) 中国地方整備局発注工事で、平成19年度に完成した低入札価格調査制度調査対象工事がある場合は、当該工事の評定点が65点（港湾空港関係発注工事にあつては70点。）以上であること。

3 総合評価に関する事項

(1) 本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。（最大得点89.4点）

以下、技術提案とは、標準案と一部又は全て異なる施工方法で施工することをいい、標準案とは、入札説明書（添付図面等を含む。）の設計図面及び仕様等に示した施工方法にしたがって施工することをいう。

1) 施工体制（施工体制評価点）

(1) 品質確保の実効性（15.0点 / 5.0点 / 0.0点）

「工事の品質確保のための適切な施工体制」について着目し評価する。

(2) 施工体制確保の確実性（15.0点 / 5.0点 / 0.0点）

「工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料の確保等の適切な施工体制」について着目し評価する。

2) 技術提案（加算点）

・ CO2の削減対策（15.0点から0.0点）

工事期間における、本工事現場での施工に伴うCO2削減量（以下「提案値」という。）に着目し評価する。

3) 技術提案に係わる具体的な施工計画（加算点）

工事期間における、本工事現場での施工に伴うCO2削減量（15.0点から0.0点）の技術提案の実現性、有効性を確認するための施工計画が適切であるかを技術提案の評価結果の範囲内で評価する（技術提案の評価が「良」の場合、施工計画の評価の最高は「良」である。）。

4) 企業の施工実績（加算点）

・ 中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事で過去2年間（平成17・18年度）に完成した当該工事種別の工事における評定点の年度毎の平均点の平均（実績が1年度の場合は、当該年度の平均点）、過去2年間に実績が無い場合は、過去5年間（平成14から

16年度)にさかのぼり、完成した当該工事種別の工事がある場合は直近年度の当該工事における評定点の平均について評価する。(6.0点/4.0点/2.0点/0.0点)

- 中国地方整備局(営繕、港湾空港関係を除く。)発注工事における工事成績優秀企業認定制度(ゴールドカード制度)において、平成18年度表彰(平成16・17年度完成工事を)対象又は平成19年度表彰(平成17・18年度に完成工事を対象)の有無について評価する。(1.0点/0.0点)

- 中国地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事における過去2年間(平成17・18年度)に完成した工事に対する優良工事施工団体表彰又は安全管理優良請負者表彰の有無について評価する。(3.0点/2.0点/0.0点)

なお、優良工事施工団体表彰と安全管理優良請負者表彰は、重複評価をしないこととする。

- 中国地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事における過去(平成18年度)に完成した工事に対する下請企業表彰を受けた下請企業を本工事において元請企業が1次下請けとして活用する場合の有無又は過去(平成18年度)に完成した工事に対する下請企業表彰を受けた企業が本工事において元請企業として入札参加する場合の有無について評価する。(1.0点/0.0点)

5)配置予定技術者の能力(加算点)

- 申請書に記載された同種工事の経験(中国地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事で、従事役職が主任(監理)技術者であるものに限る。)の評定点について評価する(4.0点/3.0点/2.0点/1.0点/0.0点)

- 中国地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事における過去5年間(平成14から18年度)に完成した工事に対する優秀建設技術者表彰又は安全管理優良技術者表彰の有無について評価する。(2.0点/1.0点/0.0点)

なお、優秀建設技術者表彰と安全管理優良技術者表彰は、重複評価をしないこととする。

- 建設系CPD協議会に加盟している団体が運営している継続教育学習制度における学習した単位数について評価する。なお、評価基準は、入札説明書を参照。(1.0点/0.0点)

6)企業の技術力(加算点)

- 本工事における技術提案において、新技術情報提供システム(NETIS)に登録された新技術が提案され有効な提案であると評価した場合に加算点を与える。(1.0点/0.0点)

- 中国地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事における過去4年間(平成15年度から平成18年度まで)に発注した工事で、総合評価方式を実施した工事において評価した加算点(高度技術提案型及び標準型は、技術提案と技術提案に係わる施工計画、簡易型は、簡易な施工計画の値)の平均を係数化した値に応じて加算点を与える。(0点から5.4点)

- 新技術開発保有及び採用実績

平成15年度以降における、建設技術に係わる施工方法、機械、材料等の新技術の開発保有(他社との共同保有を含む。)及び採用実績の有無について評価する。(1.0点/0.5点/0.0点)

7)労働福祉

- 身体障害者及び知的障害者の雇用人数

身体障害者及び知的障害者(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第1章第2条に定める障害者をいう。以下同じ。)の雇用人数について、評価する。(1.0点/0.0点)

- 高齢者(65歳以上)の雇用人数

高齢者(65歳以上)の雇用人数について、評価する。(1.0点/0.0点)

8)地域貢献

- 大規模災害時の応急対策の実績

過去10年間における、大規模災害時の応急対策の実績の有無について評価する。(1.0点/0.0点)

- 平成17年度以降における、ボランティアサポートプログラム(直轄)及び水辺EN組プログラム(直轄)又は同様の趣旨の活動(地方公共団体)、及び流域・河川における美

化、清掃等の環境保全活動（直轄・地方自治体等）への半年間以上の参加実績の有無について評価する。（1.0点/0.0点）

(2) 入札参加者は「価格」、「提案値」、「施工計画」をもって入札し、次の要件に該当する者のうち、下記(3)によって得られる標準点と施工体制評価点と加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(1)入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限範囲内であること。

(2)提案値が入札説明書に記載した要求要件を満たしていること。

(3) 得点配分の詳細は、入札説明書による。

(4) 上記(2)において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒697-0034 島根県浜田市相生町3973

中国地方整備局 浜田河川国道事務所 経理課

TEL 0855-22-2480（代表）内線228

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

(1) 入札説明書は、平成20年6月6日(金)から平成20年7月31日(木)までに電子入札システムもしくは中国地方整備局のホームページの「発注・契約情報/発注公告・発注情報/工事関係」から入手するものとする。

電子入札システム <http://www.e-bisc.go.jp/>

中国地方整備局アドレス <http://www.cgr.mlit.go.jp>

(2) インターネットに接続できない場合は、以下の交付場所でも交付する。

交付期間：平成20年6月6日(金)から平成20年7月31日(木)までのうち閉庁日を除く毎日の9時00分から17時00分までとする。

交付場所：島根県浜田市相生町3973

中国地方整備局 浜田河川国道事務所 経理課

TEL 0855-22-2480（代表）内線228 FAX 0855-22-9357

申込み方法：事前の申込みは不要であり、交付場所で手交する。郵送又はFAXによる入手申込みは認めない。

(3) 添付図面等：本工事の入札説明書（様式含む。）のほかに、特記仕様書（案）（抜粋）、現場説明書追加事項（案）（抜粋）、位置図、平面図、標準断面図、構造図、（参考）評価基準についての補足説明（CO2削減量）を添付する。

図面等の必要な場合は、電子入札システムから入手するものとする。インターネットに接続できない場合は、上記(2)の交付場所に以下の必要事項を記入の上、FAXにて申込（様式自由。）すること。申込があった翌開庁日にFAXにて図面等を送付する。

申込書記入項目：当該工事名、会社名、代表者名、住所、電話番号、FAX番号、連絡担当者名

(3) 見積に必要な図面等の交付期間、場所及び方法

平成20年7月17日(木)から平成20年7月31日(木)までに電子入札システムから入手するものとする。インターネットに接続できない場合は、上記(2)(2)の交付場所で交付する。なお、交付希望を事前に交付場所に上記(2)(3)の申込方法と同様に必要事項を記入の上、FAXにて申込（様式自由。）されたい。申込があった翌開庁日以降に交付するものとし、交付に際しては、見積に必要な図面等をCDでデータとして手交する。

(4) 申請書の提出期間、場所及び方法

申請書は、平成20年6月9日(月)から平成20年7月1日(火)17時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成20年6月9日(月)から平成20年7月1日(火)17時00分までに、上記(1)に直接持参又は郵送（書留郵便に限る。必着のこと。）すること。

なお、同種工事の施工実績及び主任（監理）技術者の資格・工事経験については、中国地方整備局のホームページに掲載する「技術資料入力システム」により作成したデータと

する。技術資料入力システムは、最新バージョンを使用すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札の締め切りは、平成20年7月31日(木)9時15分。電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記(1)に直接持参又は郵送（書留郵便に限る。必着のこと。）すること。

開札は、平成20年8月1日(金)9時15分。浜田河川国道事務所 入札室にて行う。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行浜田代理店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行浜田代理店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 中国地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 上記3(2)に定めるところに従い、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者としてすることがある。

(5) 配置予定技術者の確認 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更は認められない。

(6) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照。）。

(7) 低入札価格調査制度調査対象工事においては、請負者は工事コスト調査に協力しなければならない。（入札説明書参照。）

工事コスト調査に係る資料は、浜田河川国道事務所のホームページにより公表する。

(8) 契約書作成の要否 要。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(10) 必要に応じて申請書のヒアリングを行う。

(11) 入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施する場合がある。なお、ヒアリングを実施する場合には必要に応じて追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照。）。

(12) 技術提案の採否

技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

(13) 競争参加資格の確認の通知において、技術提案により競争参加資格を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、標準案により競争参加を認められた者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とする。

(14) 受注者の責により、入札時の提案値を遵守できなかった場合は、達成できなかった日一日につき、一日あたりの加算点と同じ点を提案値に与えられた加算点を限度に、工事成績評定点から減点する。

受注者の責により、入札時の技術提案の「技術提案に係わる具体的な施工計画」を遵守できなかった場合は工事成績評定点の減点を行うものとする。工事成績評定点の減点は遵守できなかった評価項目毎に「優」に相当する点とする。

(15) 契約締結後のV E 提案

契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。ただし、総合評価における評価項目については契約締結後のV E 提案の対象外とする。

詳細は特記仕様書等による。

(16) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(4)により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(17) 工事費内訳書の提出

(1) 本工事の入札参加者は、第1回の入札書提出時に以下の内容で作成した工事費内訳書ファイル(表計算ソフト(Excel2000等)で作成。)を添付し、同時送信すること。

なお、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

(2) 工事費内訳書は、発注者名、商号又は名称、住所及び工事名を記載し、入札価格に対応した工事区分、各工種、種別及びユニット区分に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を表示したものとする。なお、少なくとも数量総括表に掲げる項目は全て記載すること。

なお、入札の際に工事費内訳書が未提出又は提出された工事費内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該工事費内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。また、提出された工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

注) 電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印は不要である。なお、紙入札方式による場合は、押印すること。

(18) 低入札価格調査制度調査対象工事の場合には、不当廉売の疑いがあるものとして公正取引委員会に報告することがある。

(19) 支払条件 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用することができる。

(20) 詳細は入札説明書による。